資料２

**高知県犯罪被害者等支援条例制定に向けて**

**１．高知県条例の考え方**

犯罪被害者等基本法に基づく条項（基本的施策等）や、高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会委員からの意見をふまえた規定を検討。

**◆ 犯罪被害者等基本法に定められている基本的施策**

・相談及び情報の提供　・損害回復、経済的支援　・日常生活の支援　・安全の確保

・居住の安定　・雇用の安定　・理解の増進　・調査研究、人材の育成　・民間支援団体に対する

援助

**２．条例制定に向けた体制**

○ 高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会…別紙のとおり、外部委員により構成。

○ 庁内検討会…別紙のとおり、条例案作成へ関与

○ 事務局…文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課

警察本部警務部県民支援相談課

所管課は、県民生活・男女共同参画課

**３．条例制定までのスケジュール（案）**

|  |  |
| --- | --- |
| H30.12 | 第１回高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会開催 |
| H31.2～4 | 第２回高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会開催 |
| H31.6～7 | 第３回高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会開催 |
| H31.９ | 条例案を議会に報告 |
| H31.10 | パブリックコメント |
| H31.11 | 法制審議会 |
| H31.12 | 議会で決議 |
| H32.４ | 施行 |

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 所属団体・職名等 |
| 明坂　通子 | 高知市市民協働部人権同和・男女共同参画課 課長 |
| 大野　正貴 | 高知県市長会　事務局長 |
| 岡田　一枝 | 高知県スクールカウンセラー |
| 川本　哲郎 | 同志社大学　法学部教授 |
| 武内　孝幸 | 高知県町村会　事務局長 |
| 田村　壮児 | 社会福祉法人高知県社会福祉協議会　会長 |
| 田村　　裕 | 認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター　顧問 |
| 中島　香織 | 高知弁護士会犯罪被害者支援委員会　委員長 |
| 廣瀨　真理 | 高知労働局雇用環境・均等室　室長 |
| 山﨑　正雄 | 高知県立精神保健福祉センター　所長 |

**■ 犯罪被害者等支援条例検討委員会委員**（五十音順、敬称略）

**■ 庁内検討会**

|  |  |
| --- | --- |
| 健康政策部 | 医療政策課、医事薬務課 |
| 地域福祉部 | 地域福祉政策課、高齢者福祉課、障害福祉課、障害保健支援課、  児童家庭課 |
| 文化生活スポーツ部 | 県民生活・男女共同参画課、私学・大学支援課、人権課 |
| 商工労働部 | 雇用労働政策課 |
| 土木部 | 住宅課 |
| 教育委員会事務局 | 小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、保健体育課、人権教育課 |
| 警察本部 | 警務部県民支援相談課 |

**■ 事務局**

|  |
| --- |
| 高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課 |
| 高知県警察本部警務部県民支援相談課 |